手続の概要

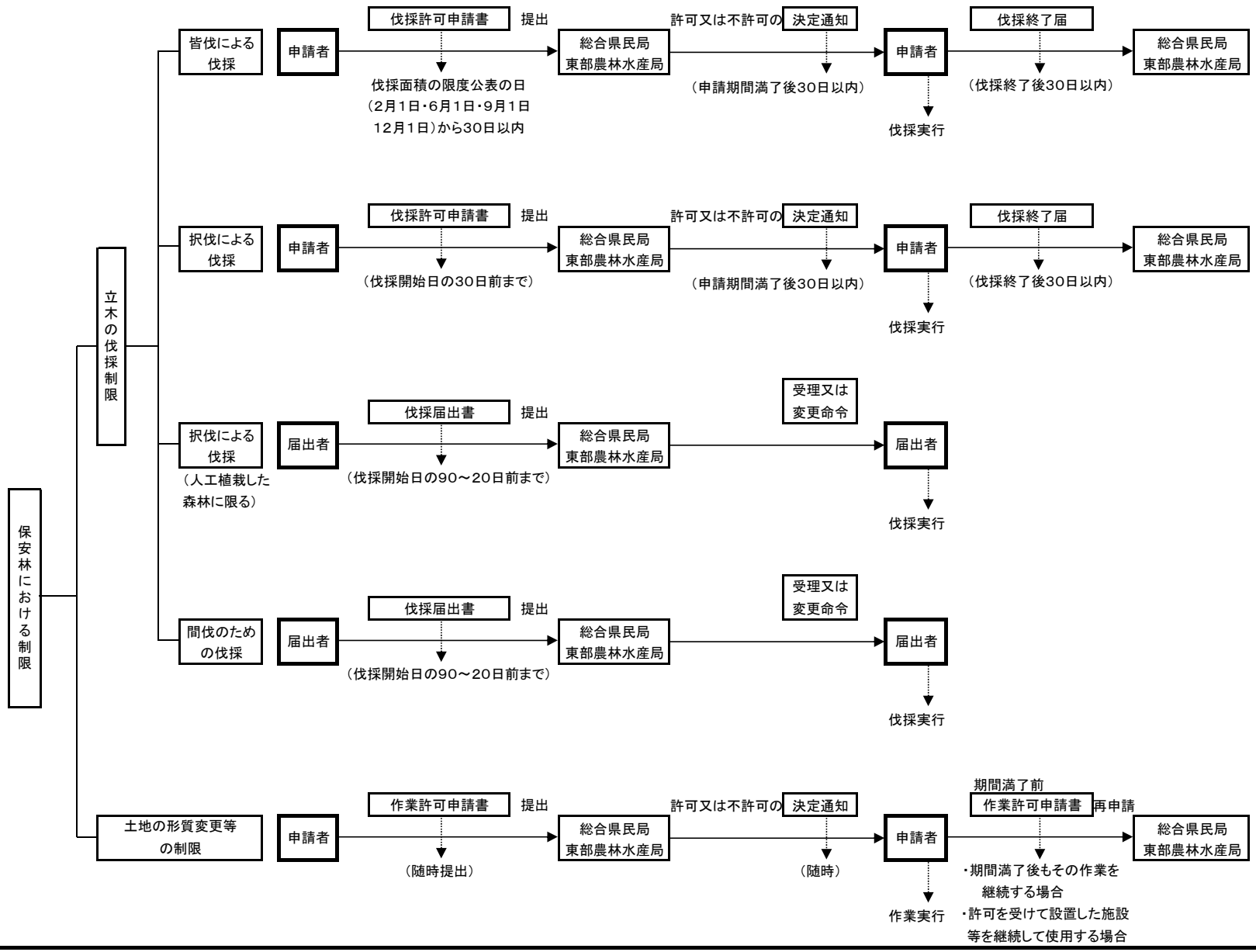
保安林における制限
立木の伐採制限
皆伐による伐採
申請者
伐採許可申請書
提出
伐採面積の限度公表の日（2月1日・6月1日・9月1日12月1日）から30日以内
総合県民局東部農林水産局
許可又は不許可の
決定通知
（申請期間満了後30日以内）
申請者
伐採実行
伐採終了届
（伐採終了後30日以内）
総合県民局東部農林水産局
択伐による伐採
申請者
伐採許可申請書
提出
（伐採開始日の30日前まで）
総合県民局東部農林水産局
許可又は不許可の
決定通知
（申請期間満了後30日以内）
申請者
伐採実行
伐採終了届
（伐採終了後30日以内）
総合県民局東部農林水産局
択伐による伐採
（人工植栽した森林に限る）
届出者
伐採届出書
提出
（伐採開始日の90～20日前まで）
総合県民局東部農林水産局
受理又は変更命令
届出者
伐採実行
間伐のための伐採
届出者
伐採届出書
提出
（伐採開始日の90～20日前まで）
総合県民局東部農林水産局
受理又は変更命令
届出者
伐採実行
土地の形質変更等の制限
申請者
作業許可申請書
提出
（随時提出）
総合県民局東部農林水産局
許可又は不許可の
決定通知
（随時）
申請者
作業実行
期間満了前
作業許可申請書
再申請
・期間満了後もその作業を継続する場合
・許可を受けて設置した施設等を継続して使用する場合
総合県民局東部農林水産局